

令和7年度 第3回 介護保険事業者連絡会次第

令和7年6月19日（木） 16時00分～

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金について（ゼロカーボンシティ推進課）
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業者研修会について（基幹包括支援センター係）
- (3) 令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について（介護保険係）
- (4) ケアプランデータ連携システムライセンス料が1年間無料になる「フリーパスキャンペーン」開始のご案内について（介護保険係）
- (5) 令和7年8月末で認定期間が終了する方の更新申請受付について（介護認定支援係）
- (6) 【長野県】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について
- (7) 【長野県社会福祉協議会】「福祉のしごとPRコンテスト2025」の開催について

3 事業者からのお知らせ

4 その他

- (1) 【飯田医師会】高齢者施設等従事者感染対策研修会（別紙6）

5 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和7年7月17日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和7年8月26日（火） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

1 飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金について（ゼロカーボンシティ推進課）

【別紙1】エネルギーコスト削減促進事業補助金

【問合せ先】

飯田市エネルギーコスト削減促進事業専用窓口

電話：0265-48-5208

2 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業者研修会について（基幹包括支援センター係）

日時 令和7年8月19日（火） 13:00～14:30

会場 飯田市勤労者福祉センター

内容 「飯田市の介護予防を考える研修会 明日から使える予防運動」

講師 深見 文 健康運動指導士

※詳細は各事業所へ通知します。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 基幹包括支援センター係

電話：0265-22-4511（内線 5757）

3 令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告について（介護保険係）

【別紙2】令和6年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話：0265-22-4511（内線 5761）

4 ケアプランデータ連携システムライセンス料が1年間無料になる「フリーパスキャンペーン」開始のご案内について（介護保険係）

【別紙3】介護保険最新情報 vol. 1389 ケアプランデータ連携システムライセンス料が1年間無料になる「フリーパスキャンペーン」開始のご案内

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話：0265-22-4511（内線 5763）

5 令和7年8月末で認定期間が終了する方の更新申請受付について（介護認定支援係）

要介護認定の更新申請は、有効期間満了日の60日前から満了日の間に行うことができます。有効期間が令和7年8月31日の方の更新申請は、7月2日（水）から受付可能です。

7月1日付けの新規及び区分変更申請は7月1日（火）のみの申請受付となります。

受付初日から月の始めは窓口での混雑が予想されます。新規及び変更申請等早急な申請の場合につ

いて窓口での手続きを優先いただき、申請期間に余裕がある更新申請については、「郵送で申請する」「提出日を分散して申請する」等の手続きにご協力ください

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話：0265-22-4511（内線 5768）

6 【長野県】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

【別紙 4】熱中症予防の普及啓発・注意喚起について

【問合せ先】

長野県 健康福祉部 介護支援課 施設係
電話：026-235-7113（直通）

7 【長野県社会福祉協議会】「福祉のしごと PR コンテスト 2025」の開催について

【別紙 5】福祉のしごと PR コンテスト

【問合せ先】

長野県社会福祉協議会 福祉人材センター
電話：026-226-7330

エネルギーコスト削減 促進事業補助金

補助額

最大

300万円

飯田市では、全国的なエネルギー価格の高騰対策支援として、事業者の皆様が行う設備の更新や、再生可能エネルギー機器の導入に対し、経費の一部を補助します。

申請受付期間

令和7年7月1日(火)～9月1日(月)

※予算の上限に達し次第 終了となります。

実績報告期限

補助事業の完了の日から起算して30日以内又は、
令和8年3月2日(月)のどちらか早い日

※期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても補助の対象となりませんのでご注意ください。

1 対象者

飯田市に事業所・施設等を有し、事業実施期間内に対象設備の更新・新設を実施する以下の業者

- ◆長野県内に本社・本店機能を有する者
- ◆大企業(みなし大企業を含む)に該当しない者
- ◆過去に飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金の交付を受けていない者

(中小企業、個人事業主、農業、林業、社会福祉法人、私立学校、保育施設等の事業活動を行う方)

「CO2排出削減」の観点から、今年度の補助金の利用にあたっては、上記に加え、下記が必要になります。

- ◆申請時点において、現にCO2排出量の可視化が成されており、削減計画を有していること

もしくは

- ◆飯田市が行うCO2可視化支援事業「うごくるB。CO2排出量みえる化プログラム」への申込

飯田市のプログラム詳細および
申込はこちらから

2 補助率

補助下限額10万円

(発電設備以外:対象経費15万円、発電設備:2kW相当)

補助上限額300万円

(発電設備以外:対象経費550万円、発電設備60kW相当)

① 発電設備以外:

- ・2/3以内(対象経費150万円以下の部分)
- ・1/2以内(対象経費150万円を超える部分)

② 発電設備: 出力1kW当たり5万円以内

3 対象設備

● 更新のみ対象

空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、電動空気圧縮機

● 新設・更新ともに対象

電気自動車(V2H、V2Bを備えていること)

● 新設のみ対象

発電設備、蓄電設備、充放電設備(V2H、V2B)

※詳細・対象設備については飯田市ホームページ内の対象設備一覧表にてご確認ください。

申請書類等の様式は、飯田市ホームページに掲載します。

記入例をご確認いただき、記入漏れや添付書類の漏れがないようご注意ください。

お問合せ・申請先

【受付】(7/1～8/22)

9:00-17:00

(8/25以降)

10:00-16:00

飯田市エネルギーコスト削減促進事業専用窓口

伊坪ビジネス株式会社内(飯田市松尾代田746-1 アザールビル1F)

☎ 0265-48-5208 ※電話でのお問合せは6/16以降可能です

飯田市 エネルギーコスト削減促進事業補助金



詳細はホームページに記載されている募集要項をご確認ください



申請にあたっての留意事項

- 申請書類提出先は、伊坪ビジネス株式会社内に開設する専用窓口のみとします。各自治振興センターやその他の窓口において申請書類を提出することはできません。
- 補助金申請は、必要書類が整ったものから先着順に受付を行い、予算の上限に達し次第終了となります。書類等に不備がある場合は、受付となりませんのでご注意ください。
- 補助金の交付を受けられるのは、一つの事業者につき1回までです。また、同一の設備に対し、他の補助金（市や県の単独事業を除く）の交付を受けることはできません。
- 補助金の交付には条件があります。審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、補助金の交付が受けられないことがあります。
- 本補助事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源として行う間接補助事業です。実績報告期限内に報告書の提出ができない場合には、補助金の交付対象とはなりません。
- 補助金を受けて導入した設備等については、一定期間経過後にその稼働の状況等を確認させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 補助金の申請に当たりご不明な点は、下記専用窓口にご相談ください。また、窓口にご直接お越しただいてのご相談は、事前に電話連絡をいただき、ご来訪の予約をしてください。

お問合せ・申請先

【受付】 (7/1～8/22)
9:00～17:00
(8/25以降)
10:00～16:00

飯田市エネルギーコスト削減促進事業専用窓口

伊坪ビジネス株式会社内（飯田市松尾代田746-1 アザールビル1F）

☎ 0265-48-5208 ※電話でのお問合せは6/16以降可能です

飯田市 エネルギーコスト削減促進事業補助金



詳細はホームページに記載されている募集要項をご確認ください



【別紙 2】

7 飯長第 431 号
令和 7 年 6 月 19 日

介護保険サービス事業者 様

飯田市長 佐藤 健

令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出について

日頃から、当市介護保険事業運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度に標記の加算を取得した事業者におかれては、下記のとおり令和 6 年度実績報告書の提出をお願いします。

記

1 提出対象者

飯田市が指定する地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所及び基準該当サービスの事業所であって、令和 6 年度において、以下のいずれかの加算を取得した事業所を運営する事業者

○旧 3 加算

- ・介護職員処遇改善加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）＜旧処遇改善加算＞
- ・介護職員等特定処遇改善加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）＜旧特定加算＞
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（令和 6 年 4 月及び 5 月）＜旧ベースアップ等加算＞

○新加算

- ・介護職員等処遇改善加算（令和 6 年 6 月から）＜新加算＞

2 提出書類

- (1) 別紙様式 3-1 介護職員等処遇改善加算等実績報告書（令和 6 年度）＜新加算及び旧 3 加算共通＞
 - (2) 別紙様式 3-2 個表（令和 6 年 4・5 月分）＜旧 3 加算＞
 - (3) 別紙様式 3-3 個表（令和 6 年 6 月以降分）＜新加算＞
 - (4) 別紙様式 7-2（加算未算定事業所）介護職員等処遇改善加算等実績報告書（令和 6 年度）
- ※別紙様式 7-2 は、令和 6 年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書提出時に、別紙様式 7-1 にて作成した事業者用であり、該当事業者は、別紙様式 3-1、3-2 及び 3-3 の提出は不要です。

3 提出部数

1 部

4 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）必着

5 提出先

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

（裏面あり）

6 様式について

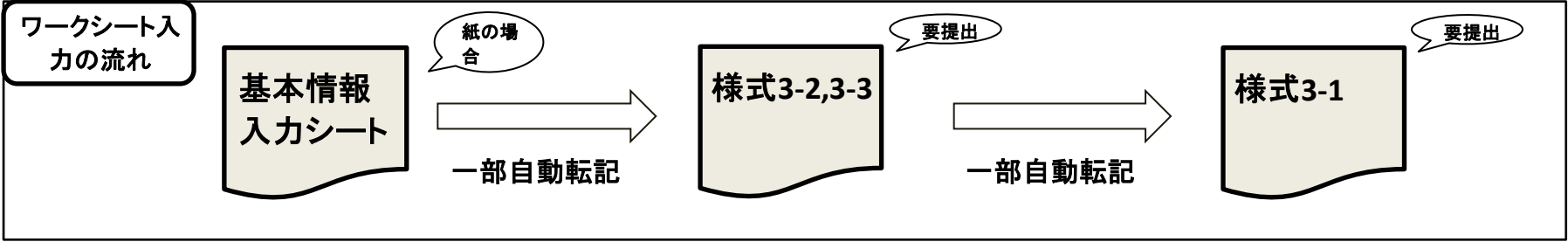
本通知のメール送信時に添付した様式を使用してください。様式は飯田市ウェブサイトにも掲載しています。【掲載記事 ID 番号：210322】

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地
飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係 担当：下島
TEL：0265-22-4511 内線 5761 FAX：0265-22-4544
Email（係代表）：kaigohoken@city.iida.nagano.jp

実績報告書(新加算及び旧3加算)作成用 基本情報入力シート

R6実績報告書

- はじめに本シート(基本情報入力シート)の黄色セルに入力することで、加算の対象事業所等に関する基本的な情報が、各様式に自動的に転記されます。
- 【注意】本シートは様式作成用のため、本実績報告書の提出を紙で行う場合、本シートの提出は不要です。ただし、自治体に電子媒体で提出する場合は、本シートを削除せずそのまま提出してください。
- 「別紙様式3-1」を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙様式3-2」「別紙様式3-3」から転記される情報が必要です。まずはこれらのシートを完成させ



- 「別紙様式3-1」に記載する各加算による賃金改善の所要額について、具体的な算出方法は問いませんが、各職員に対し、各加算を原賃として行った賃金改善額を積み上げる(足し上げる)などの適切な方法により算出してください。また、「賃金額」を記入する欄には、基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。)を含む金額を記入してください。

各加算による賃金改善額の算出イメージ(4・5月分の例)					
賃金総額 ※賞与込み	32万円	26万円	40万円		
うち処遇加算による賃金改善	6万円 (基本給3万円、 手当3万円)	3万円 (基本給2万円、 手当1万円)	－	➡	計9万円
うち特定加算による賃金改善	4万円 (手当3万円、 賞与1万円)	2万円 (手当1万円、 賞与1万円)	1万円 (賞与1万円)	➡	計7万円
うちベア加算による賃金改善	1万円 (基本給7千円、 賞与3千円)	－	1万円 (基本給7千円、 賞与3千円)	➡	計2万円

1 提出先に関する情報

新加算及び旧3加算の届出に係る提出先(指定権者)の名称を入力してください。

加算提出先

2 基本情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

法人名	フリガナ	
	名称	
法人住所	〒	
	住所1(番地・住居番号まで)	
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	
	氏名	
書類作成担当者	フリガナ	
	氏名	
連絡先	電話番号	
	E-mail	

3 加算対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式3-2及び3-3に反映されます。

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名
			都道府県	市区町村		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

介護職員等処遇改善加算等 実績報告書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ 法人名				
法人所在地	〒			
フリガナ				
書類作成担当者				
連絡先	電話番号		E-mail	

2 実績報告について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)

算定した加算の合計				
① 令和6年度の加算額	(a)	0	円	
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加した加算額	(b)	0	円	
ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す部分の額	(c)		円	
② 令和6年度に賃金改善が必要な額(a - c)	(d)	0	円	
③ 令和6年度の賃金改善額(②の額以上となること)	(e)		円	
令和5年度と比較した令和6年度の増加分				
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算額(繰越分を除く。)(b - c)	(f)	0	円	
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)		円	
⑥ ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな賃金改善の額	(h)		円	
⑦ 新たな賃金改善額の合計(g + h)	(i)	0	円	
⑧ ベースアップの実施	☐ 実施した ☐ 実施していない	実施した場合、ベースアップ率		実施していない場合、やむを得ない事情

【記入上の注意】

- ・ (e)・(g)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の額以上となること。ただし、ベースアップのみにより行うことができない場合には、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i) の値 (g + h の合計) が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	(j)	0	円	
(ア) 令和6年度の賃金の総額	(k)		円	
(イ) 令和6年度の賃金改善額(再掲)	(l)	0	円	
(ウ) 令和6年4・5月分の処遇改善支援補助金の総額	(m)		円	
② 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(n)	0	円	
(ア) 令和5年度の賃金の総額	(o)		円	
(イ) 令和5年度の旧処遇改善加算の総額	(p)		円	
(ウ) 令和5年度の旧特定加算の総額	(q)		円	
(エ) 令和5年度の旧ベースアップ等加算の総額	(r)		円	
(オ) 令和6年2・3月分の処遇改善支援補助金の総額	(s)		円	
(カ) 令和5年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(t)		円	

【記入上の注意】

- ・ (o) には、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算する方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- ・ (p)~(r)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。(m)・(s)は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」及び「介護職員処遇改善支援補助金 支払額内訳書」に基づいて記載すること。
- ・ ②カ(t)の独自の賃金改善額とは、令和5年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。旧3加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、新加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。②カ(t)に計上する金額がある場合には、必ず「2(3) 令和5年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

- (1) 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ペア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

- (2) 月額賃金改善要件Ⅲ【旧ペア加算】※4・5月分のみ

☐

【令和6年4月・5月に新規にベースアップ等加算を算定する場合】

- (3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

☐ 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

【新加算Ⅴ(7)・Ⅴ(9)・Ⅴ(10)・Ⅴ(12)～(14)、旧処遇Ⅲ】

⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡのどちらかを満たすこと。

該当

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

☐ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← ☒

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を文面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

☐ 次のイとロの両方の基準を満たす。 ← ☒

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること
	イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

(4)キャリアパス要件Ⅲ

☐計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。

【新加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(8)、旧処遇Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

☐

☐

☐

☐

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ 次のイとロ両方の基準を満たす。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	(別紙様式3-2「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定①」の期間について)	⇒	(別紙様式3-3「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(6月以降) (「令和6年度の算定予定②(期中移行)」の期間について)	⇒	(別紙様式3-3「キャリアパス要件Ⅳについて」の欄から転記)

☐

☐

☐

☐

(6)職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)及び旧特定Ⅰ・Ⅱを算定しない】

該当

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施した事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

区分	内容	
入職促進に向けた取組	☐ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☐ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	☐ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	☐ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	☐ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	☐ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	☐ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	
	☐ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	☐ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	☐ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	
	☐ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	☐ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	☐ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	
	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	☐ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

(7)その他(指定権者に対する特段の連絡事項等がある場合等については、以下の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

×

本実績報告書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。
また、令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充て、万一期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。

令和

年

月

日

法人名

代表者

職名

氏名

○

- 11 -

(確認用) 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について		
(1)	加算額以上の賃金改善を行っている	○
	令和5年度と比較した令和6年度の増加分以上の新たな賃金改善を行っている	
(2)	加算以外の部分で賃金水準を下げないことを誓約している	○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について		
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行っていること
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベースアップ等加算額以上の新規の賃金改善を行っていること
		介護職員について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること
		その他の職種について、賃金改善額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられていること
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと
		キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の <u>どちらか</u> を満たすこと
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること
(6)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること

別紙様式3－2 個票（令和6年4・5月分）

法人名	
-----	--

提出先	
-----	--

旧処遇改善加算の加算額[円]	0 円
旧特定加算の加算額[円]	0 円
旧ベースアップ等加算の加算額[円]	0 円
うち、新規に算定する旧ベースアップ等加算の加算額[円] (別紙様式3-1.3(2)に転記)	0 円
令和6年度に増加した加算額[円] (旧3加算の上位区分への移行によるもの)	0 円

キャリアパス要件Ⅳについて

旧特定加算 (令和6年4・5月)	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 旧特定加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	0
		0

【記入上の注意】
・本表に記載する事業所は、計画書の「別紙様式2－2」に記載した事業所と一致しなければならない。
・事業所ごとの加算の総額は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づいて記入すること。

	介護保険 事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	(参考)令和5年度			令和6年度(令和6年4・5月分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
							旧処遇改 善加算	旧特定加算	旧ベース アップ等加 算	旧処遇改善加算			旧特定加算				旧ベースアップ等加算																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
										算定した 加算区分	令和6年4・ 5月の加算 の総額[円]	令和6年度 に増加した 加算額 (令和5年度 の区分と比 較)	算定した 加算区分	令和6年4・ 5月の加算 の総額[円]	キャリアパ ス要件Ⅳ 改善後の賃 金要件(月平 均8万円以上 又は年額440 万円以上) [円]	令和6年度 に増加した 加算額 (令和5年度 の区分と比 較)	算定した 加算区分	令和6年4・5 月の加算の 総額[円]	令和6年度 に増加した 加算額 (令和5年度 の区分と比 較)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

別紙様式3－3 個票（令和6年6月以降分）

法人名

提出先

新加算の加算額[円]	0円
うち、新規に増加する旧ベースアップ等加算相当の加算額[円] (別紙様式3-1 3(1)に転記)	0円
令和6年度に増加した加算額[円] (令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算への移行によるもの)	0円

キャリアパス要件Ⅳについて

新加算(令和6年度の算定期間①)	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 新加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の算定を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複除く)	0
新加算(令和6年度の算定期間②(区分変更後))	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 新加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複除く)	0

【記入上の注意】
・本表に記載する事業所は、計画書の「別紙様式2－3」及び「別紙様式2－4」に記載した事業所と一致しなければならない。
・事業所ごとの加算の総額は、国民健康保険団体連合会から送付される「介護職員等処遇改善加算総額のお知らせ」及び「介護職員等処遇改善加算内訳のお知らせ」に基づいて記入すること。

介護職員等処遇改善加算																				
	介護保険 事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	令和6年度の算定期間①					令和6年度の算定期間②(令和6年度内の区分変更後)				令和6年度 に増加した 加算額 (令和5年 度の加算率 と比較)				
							算定した加算 区分	加算の総 額[円]	新規に増 加する旧 ベースアッ プ等加算 相当の新 加算の見 込額[円]	月額 賃金 要件 Ⅱ	キャリアパス 要件Ⅳ		令和6年度 に増加した 加算額 (令和5年 度の加算率 と比較)	令和6年度内 の区分変 更後に 算定した 加算区分	加算の総 額[円]		新規に増 加する旧ベ ースアッ プ等の 加算相当 の新加算 の見込額 [円]	月額賃 金要件 Ⅱ	キャリアパス 要件Ⅳ	
											改善後の賃金要 件(月額8万円以 上又は年額440 万円以上)を満たす 職員数を記載 [人]	改善後の賃金 要件(月額8万円 以上又は年額440 万円以上)を満た す職員数を記載 [人]								
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				

介護職員等処遇改善加算等 実績報告書 (令和6年度)

1. 基本情報

介護保険 事業所番号	指定権者名	事業所の所在地	サービス名	事業所名

	R6.4~R6.5			R6.6以降
	処遇加算等の区分・加算の合計額			新加算の区分・加算の合計額
区分			合計	
総加算額 [円]			0	

2. 賃金改善の要件

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度の加算額(年額)	0	円	… ①
令和6年度の賃金改善額(年額)		円	… ②

②は①以上であること

(2) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和6年度の加算の影響を除いた賃金額	0	円
(ア) 令和6年度の賃金の総額		円
(イ) 令和6年度の賃金改善額(再掲)	0	円
(ウ) 令和6年4・5月分の処遇改善支援補助金の総額		円
② 令和5年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	0	円
(ア) 令和5年度の賃金の総額		円
(イ) 令和6年2・3月分の処遇改善支援補助金の総額		円
(ウ) 令和5年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円

3. その他の要件について

- ・ 以下のそれぞれの項目について、チェック(✓)を入れてください。
計画書の時点で実施済みとしたものは表示されません。

(1) 任用要件の整備(介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件)

☐ 令和6年度中に行った

(2) 賃金体系の整備((1)の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系)

☐ 令和6年度中に行った

(3) 研修計画の策定ならびに研修の実施または研修機会の確保(計画を策定した上で、以下のいずれかを実施)

- ・ 研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う
- ・ 資格取得のための支援を実施する

☐ 令和6年度中に行った

(4) 昇級の仕組みの整備(経験・資格等に応じた昇給又は定期昇給の仕組み)【新加算Ⅲのみ】

☐ 令和6年度中に行った

- ・ 参考1の職場環境等の改善の取組のうち、いずれか1つ以上にチェック(✓)を入れてください。

上記の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 年 月 日

法人名

代表者 職名

氏名

事業者・書類作成者の基本情報

法人名	フリガナ		法人住所	〒	-
	名称				

法人代表者	職名		書類作成者	フリガナ		電話番号	
	氏名			氏名		E-mail	

参考 1 職場環境等の改善の取組

(以下に掲げる24の取組のうち、全体で1つ以上の取組にチェック(✓)を入れてください。)

区分	内容	
入職促進に向けた取組	☐ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☐ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	☐ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	☐ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	☐ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	☐ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	☐ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	
	☐ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	☐ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	☐ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	
	☐ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	☐ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	☐ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	
	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	☐ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

ケアプランデータ連携システム
ライセンス料が 1 年間無料になる
「フリーパスキャンペーン」開始のご案内
計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1 389

令和 7 年 6 月 4 日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3876）
FAX：03-3595-3670

事務連絡
令和7年6月4日

各 都道府県介護保険担当課（室）
各 市区町村介護保険担当課（室） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省 老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室

**ケアプランデータ連携システム
ライセンス料が1年間無料になる「フリーパスキャンペーン」開始のご案内**

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年度以降に利用開始が予定されている介護情報基盤において、ケアプラン情報が共有されることになっております。その活用にはケアプランデータ連携システムの利用促進が欠かせないため、先般、「介護情報基盤の活用を見据えた「ケアプランデータ連携システム」の利用促進について（老発 0206 第1号 令和7年2月6日老健局長通知）」により、同システムの利用促進の要請をしたところです。

その一環として、同システムの運用主体である公益社団法人国民健康保険中央会にて実施される、**通常 21,000 円/年のライセンス利用料が1年間無料となる「フリーパスキャンペーン」（添付資料①参照）が、6月1日より、いよいよ開始されます。**

各都道府県・市区町村におかれましては、管内の居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所、地域包括支援センターに周知して、利用促進を図っていただくよう、お願い申し上げます。

また、介護保険関係団体におかれましては、本件広く情報提供くださいますようお願いいたします。

添付資料① ケアプランデータ連携システム「フリーパスキャンペーン」

【フリーパスキャンペーン概要】

添付資料①



■ キャンペーン申請期間

2025年6月1日～2026年5月31日(予定)

■ ライセンス料

無料/年（通常 21,000 円/年）

※ライセンス料のご負担なく始められるキャンペーンとなっています

■ 対象事業所

すべての介護事業所が対象

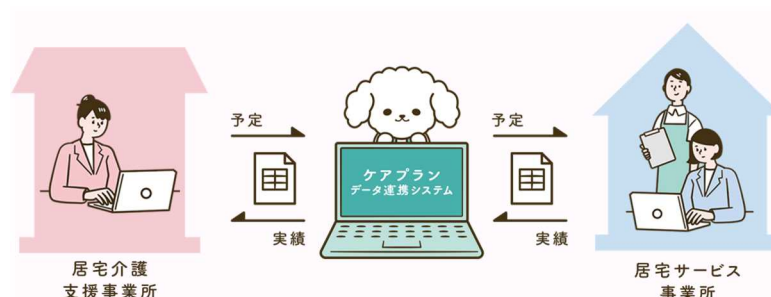
■ お申し込み方法

キャンペーン期間内におけるケアプランデータ連携システムの利用開始が、自動的にフリーパスの適用開始となります。詳しくは特設ページ内の「手続き方法」をご覧ください。

■ フリーパスキャンペーン特設ページ

<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>

【ケアプランデータ連携システムとは】



ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。紙でのやりとりに伴う、紙の書類郵送やFAXの手間、手入力による転記ミスを解消します。

ヘルプデスクサポートサイト：<https://www.careplan-renkei-support.jp/>記

【別紙 4】

事 務 連 絡

令和 7 年 5 月 23 日

各	都 道 府 県 市 町 村 特 別 区	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚 生 労 働 省	健康・生活衛生局	健康課	
	医政局	総務課	
	医薬局	総務課	
	労働基準局安全衛生部	労働衛生課	
	職業安定局高齢者雇用対策課		
	社会・援護局	総務課	
	社会・援護局障害保健福祉部	企画課	
	老健局	総務課	
	環 境 省	大臣官房環境保健部	企画課
		熱中症対策室	
地域環境局		総務課	
気候変動科学・適応室			
こども家庭庁	成育局	総務課	
	支援局	総務課	

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

熱中症対策の推進については、日頃より御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、様々な場面で活用できる各種のリーフレットを作成しています。本年度においても、貴自治体及び貴労働局においては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分の補給、エアコンの利用等の熱中症の予防法について、呼びかけていただくようお願いします。呼びかけは、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人ク

ラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、認定こども園、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く行っていただくようお願いします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る、車内に置き去りにしない等、重点的な呼びかけをお願いします。

- こども家庭庁ホームページ みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>

また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いします。厚生労働省ホームページに、日本救急医学会の「熱中症診療ガイドライン 2024」を掲載していますので、併せて御活用いただくようお願いします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いします。

- 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「熱中症診療ガイドライン 2024」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05

職場での熱中症対策については、令和7年4月15日に、事業者に対し、

- ①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③これらの体制や手順の関係作業員への周知

を義務付ける労働安全衛生規則の改正を行い、6月1日に施行予定ですので御対応をお願いします。

また、令和7年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

熱中症予防ポータルサイトでは、上記規則改正やキャンペーンの情報の他、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールや「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載していますので、是非御覧ください。

- 職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、昨年度に引き続き、本年4月23日から「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用開始されました。

「熱中症警戒アラート」が発表された地域におかれては、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等の御協力をお願いします。

- 環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- 「熱中症環境保健マニュアル2022」Ⅲ2.「高齢者と子供の注意事項」

※なお、「熱中症環境保健マニュアル2022」は、現在、改訂の議論を行っており、今後変更を予定

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf

(参考1) リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

- 熱中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01

(日本語、英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)

- 障害がある方へ…熱中症対策リーフレット：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02

障害がある方、夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の方、視覚障害がある方、手足・体幹の障害がある方、知的・発達障害がある方

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

- みんなで防ごう！熱中症：(職場における熱中症予防関係)

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN_JAPANESE_2.pdf

(日本語)

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>

(英語、インドネシア語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語(簡体字))

- 「高齢者のための熱中症対策リーフレット」

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf

(参考2) 熱中症対策については、気候変動適応センター及び各自治体の地域気候変動適応センターにおいても情報発信等を行っています。

- 熱中症関連情報（気候変動適応情報プラットフォーム：A-PLAT）

https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/heatstroke/index.html

- 地域気候変動適応センター一覧（A-PLAT）

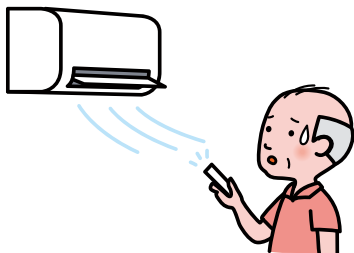
<https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/lccac/list.html>

(担当者) 厚生労働省 健康・生活衛生局健康課地域保健室 饒波、大野、林山、水谷、谷口 TEL : 03-5253-1111 (内 : 8938) e-mail : communityhealth@mhlw.go.jp

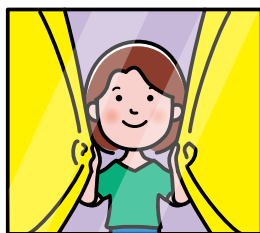
熱中症予防のために

暑さを避ける！

エアコン等で
温度をこまめに調節



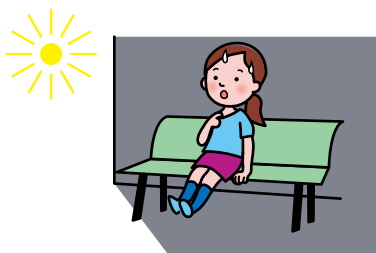
遮光カーテン・すだれの
利用、打ち水の実施



外出時には日傘の使用、
帽子の着用



天気のよい日は
日陰の利用、こまめな休憩



吸湿性・速乾性のある
通気性のよい衣服を着用



保冷剤、氷、冷たいタオル
などで、からだを冷やす



『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

こまめに水分を補給する！

室内でも、外出時でも、
のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給



熱中症
とは

「熱中症」は、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

熱中症予防のための
情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

厚労省 熱中症予防



スマートフォンでも見られます



熱中症の症状

・めまい

・立ちくらみ

・生あくび



・大量の発汗

・筋肉痛

・筋肉のこむら返り

病状がすすむと

・頭痛

・嘔吐

・倦怠感



・判断力低下

・集中力低下

・虚脱感

応急処置をしても症状が改善されない場合は医療機関を受診しましょう

熱中症が疑われる人を見かけたら（主な応急処置）

エアコンが効いている
室内や風通しのよい日陰
など涼しい場所へ避難



衣服をゆるめ、
からだを冷やす
(首の周り、脇の下、脚の付け根など)



経口補水液を補給※



※経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。腎臓、心臓等の疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

自力で水が飲めない、応答がおかしい時は、ためらわずに救急車を呼びましょう!

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。
体調の変化に気をつけましょう。

室内でも熱中症予防!

暑さを感じなくても室温や外気温を確認し、エアコン等を使って温度調節するよう心がけましょう。

高齢者や子ども、 障害のある方は、特に注意が必要!

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調節機能も低下しているので、注意が必要です。子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。
また、障害のある方には、体温調節が難しい場合や、のどが渇いても気づかない、自分で水分がとれない等の場合がありますので、介助者やまわりの方は注意しましょう。

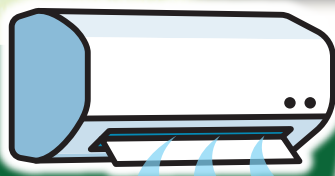


厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢者のための熱中症対策

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です



部屋の中でも注意が必要です

エアコンを上手に使いましょう

熱中症は、室内や夜間でも多く発生しています。 **節電** にも配慮して適切にエアコンを使いましょう。

また、エアコン使用中もこまめに **換気** をしましょう。

節電

こまめにフィルターのお手入れをする

2週間に1回を目安にしましょう

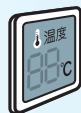
節電

適切な
室温設定

節電

すだれやカーテンを
活用し直射日光を遮る

温度・暑さ指数
を確認する



暑いから
エアコン
つけてね!

換気

換気をして屋外の
涼しい空気を入れる

換気

窓とドアなど
2カ所を開ける

換気

扇風機や換気扇
を併用する

長時間、風が体に
直接あたらないように
注意しましょう

節電

クールビズを取り入れる

節電

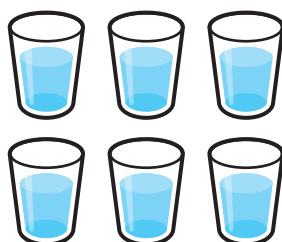
複数台の使用を避け、一部屋に集まるなど工夫する



さらに 気をつけるべきポイント

のどが渇いていなくても **こまめに水分・塩分を補給**しましょう

1日あたり
1.2L(リットル)を
目安に



コップ約6杯

● 1時間ごとにコップ1杯

● 入浴前後や起床後も
まず水分・塩分補給を



※水分や塩分の摂取量は
かかりつけ医の指示に従いましょう。



！高齢者は特に注意が必要です

1 体内の水分が不足しがちです

高齢者は若年者よりも体内の水分量が少ない上、体の老廃物を排出する際にたくさんの尿を必要とします。

2 暑さに対する感覚機能が低下しています

加齢により、暑さやのどの渇きに対する感覚が鈍くなります。

3 暑さに対する体の調節機能が低下します

高齢者は体に熱がたまりやすく、暑い時には若年者よりも循環器系への負担が大きくなります。

※心臓や腎臓の悪い方や持病をお持ちの方は、かかりつけの医師にご相談下さい。

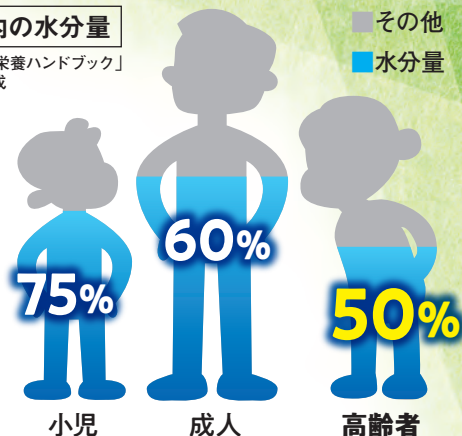
● 東京都23区における熱中症死亡者の状況(令和3年夏)

※計39人(速報値)のうち

約8割は65歳以上の高齢者

屋内での死亡者のうち 約9割は
エアコンを使用していなかった

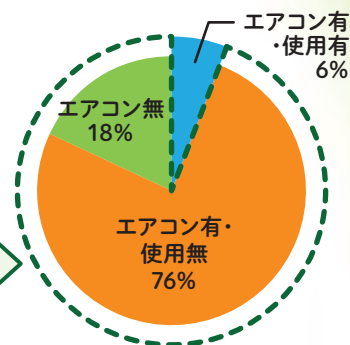
体内の水分量
「輸液・栄養ハンドブック」
より作成



エアコン設置有無・
使用状況別

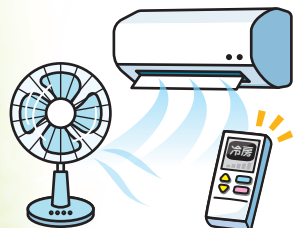
出典：東京都監察医務院

■ エアコン有 + 使用有
■ エアコン有 + 使用無
■ エアコン無

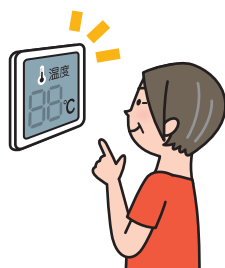


☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

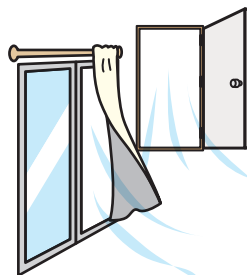
☐ エアコン・
扇風機を上手に
使用している



☐ 部屋の温度を
測っている



☐ 部屋の風通しを
良くしている



☐ こまめに
水分・塩分を補給
している



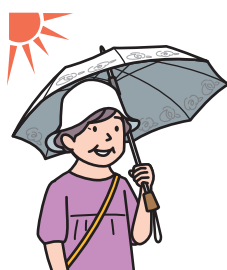
☐ シャワーや
タオルで体を
冷やす



☐ 暑い時は
無理をしない



☐ 涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



☐ 涼しい場所・
施設を利用する



☐ 緊急時・困った
時の連絡先を
確認している



熱中症予防情報サイト

環境省 熱中症予防情報サイトからの情報をチェック! ▶▶ <https://www.wbgt.env.go.jp/>

環境省では、暑さ指数(WBGT)の情報提供を行っております。令和3年度より全国展開している熱中症警戒アラートおよび、暑さ指数のメール配信等をご活用ください。

「熱中症警戒アラート」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます▶



友達追加はこちら

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

内閣府
消防庁
厚生労働省
環境省

熱中症は、死に至る可能性のある重篤な病気ですが、適切な予防・対処を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 熱中症を予防するためには…

① 暑さを避けましょう

涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、こども、障害者の方々は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。



② のどが渴いていなくてもこまめに水分・塩分をとりましょう

③ 暑さに関する情報を確認しましょう

身の回りの気温・湿度・暑さ指数 (WBGT) (※) の確認を。「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開) も活用を。



避難生活における注意点

◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があります。避難生活では普段以上に体調管理を心掛けましょう。

◆高齢者、こども、障害者の方々は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車両は日陰や風通しの良い場所に駐車しましょう。車用の断熱シート等も活用しましょう。また、乳幼児等を車の中で一人にさせないようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

◆作業開始前には必ず体調を確認し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。

◆できるだけ2人以上で作業を行い、作業中はお互いの体調を確認するようにしましょう。

◆休憩・水分・塩分の補給は、一定時間毎にとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の涼しい場所を確保しましょう。

◆暑い時間帯の作業は避けましょう。

◆汗をかいた時は水分・塩分の補給も。

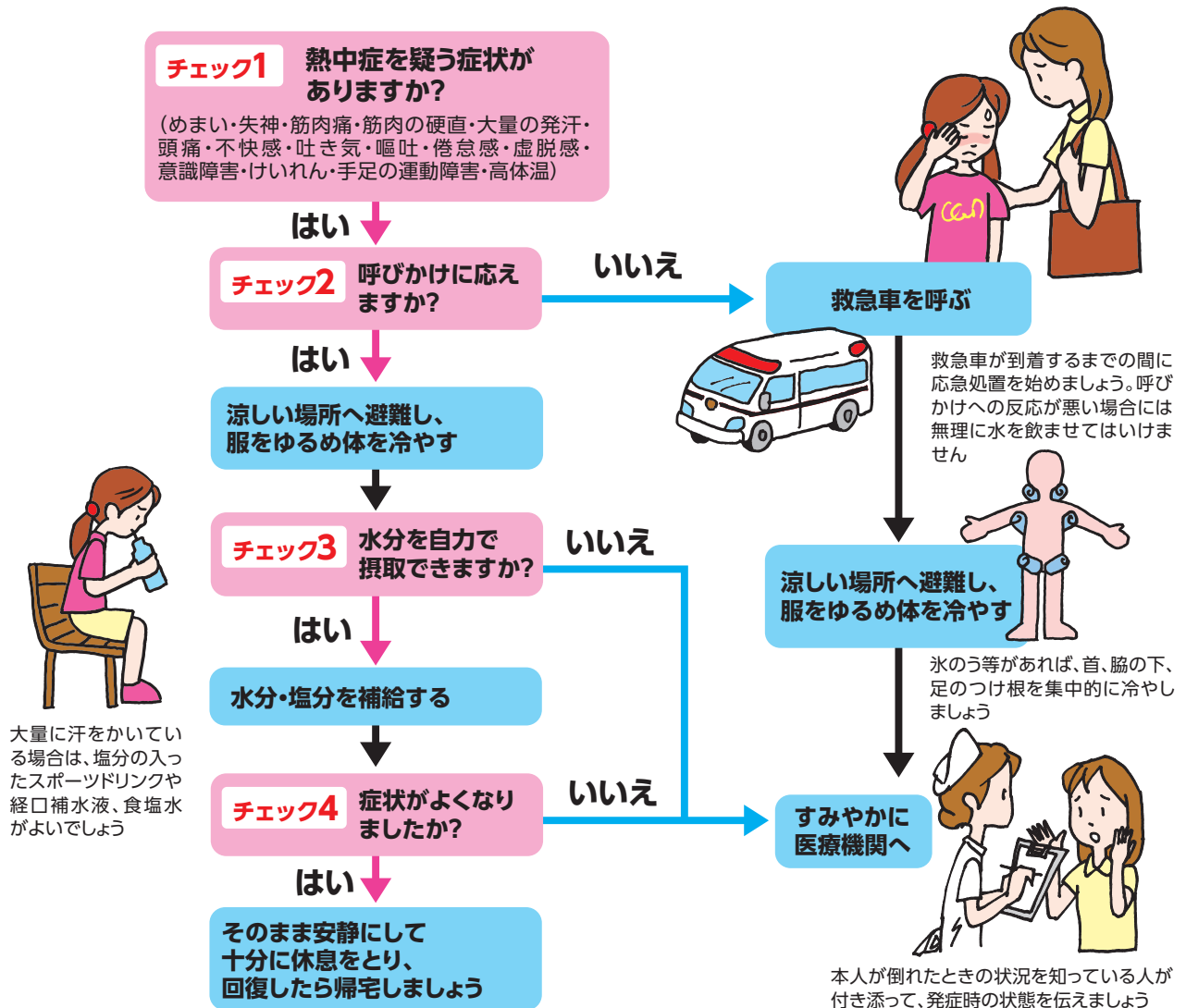
※「暑さ指数 (WBGT)」 気温・湿度・輻射 (ふくしゃ) 熱からなる熱中症の危険性を示す指標。



2. 熱中症が疑われるときには…

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の措置が肝心です。



体温を効果的に下げるための方法の例

- ・上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・服の上から少しずつ冷やした水をかける。
- ・氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

「熱中症警戒アラート^(※)」は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

※熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。

QRコード →



福祉のしごと PRコンテスト

2025

笑顔がつながる、未来をつくる
福祉のしごとってステキ！

福祉の現場では、リアルで心あたたまるストーリーが毎日生まれています。福祉のしごとは、そばにいる誰かの話を聞いて、寄り添って、一緒に笑って、時には一歩踏み出す。そんな“小さな感動”を共有できる素敵な仕事です。「福祉のしごと PR コンテスト 2025」では、長野県内の福祉の現場で日々起きている、唯一無二のエピソードを動画や写真で大募集！アナタも温かいドラマを多くのみなさんに届けてみませんか？

第6回
長野県介護技術
コンテスト(ケアコン)

動画部門

参加形式 チーム参加

チーム区分

- 学生チーム
- 福祉職員チーム

作品テーマ 詳細は、HP をご覧ください

＜福祉・介護に関わる利用者と介護者の物語動画をチームで作成してください＞

学生チーム

【課題事例】について、丸山さんが笑顔で生活できるように支援しましょう。

福祉職員チーム

介護職が中心となって、介護や生活支援を要する人の夢や想いを実現するため、その人らしい将来の姿を予測した自立につながる介護エピソード

HPは
こちら



詳しい募集内容は
裏面へ！

下の二次元コードから
事前エントリーしてください



動画部門

締切

7/18

金 まで



写真部門

写真部門

第3回
福祉のしごとフォト
コンテスト(フォトコン)

参加形式 だれでも(年齢不問、個人・団体での応募もOK！)

作品テーマ

福祉・介護の仕事【種別(高齢、障害、児童、保育等)及び場所(施設、在宅等)は問わない】の現場スタッフと利用者(児童)等が関わっていることがわかる写真で、次のテーマに沿った瞬間を撮影してください。

撮影者が感じた

「福祉の仕事の魅力」

例えば・・・

が伝わる写真って...?

- ☒ お互いに感謝の気持ちが伝わる瞬間
- ☒ スタッフと利用者が信頼し合っているなあと感じた瞬間
- ☒ 福祉の仕事のプロフェッショナルを感じた瞬間
- ☒ 人と関わる仕事って素敵だなあと感じた瞬間

など！

特別審査員

上条 百里奈さん
長野県社協介護の仕事
アンバサダー



福祉職員チーム 最優秀賞(長野県知事賞)



すずとシズ(「福」サン・ビジョン)

ビッグスマイル賞



西澤 一紗さん

大きな返事が素敵で賞



古條 花音さん

学生チーム 最優秀賞(長野県知事賞)



きのこ山脈(長野県福祉大学校)

募集内容

動画部門

動画構成

- オープニング
- 本編
- ポイント説明
- チームメンバー紹介

5分～6分間以内の動画を撮影してください

作成方法

チーム員による支援場面が中心で、CG・アニメーション等の活用も自由で、本編の中にチーム員による介護実技を必ず含むようにしてください

留意点

カメラの移動・ズーム、BGM、字幕の挿入等も自由とします
素材・BGMは、著作権上問題のないものを使用してください
自作の未発表作品が条件です

写真部門

撮影方法

デジタルカメラ・スマートフォン・タブレット等

応募作品数

応募者1名あたり最大2点まで
※令和7年4月以降に応募者自身が撮影した未発表の作品を提出してください

撮影許諾等

- 被写体となる施設・人には、必ず、コンテストの趣旨を伝え、撮影及び応募の承諾を得るようにしてください
- エントリー時に撮影先の事業所等の調整を希望する方は、後日、個別に調整します（撮影先の見込みがある方は、直接調整していただいて構いません）

作品の提出方法

エントリー登録後、事務局より提出方法をお知らせします。

応募方法

1

エントリー登録

本コンテストに参加する方は、まずはエントリー登録をお願いします。

エントリー締切

7/18(金)

2

作品の提出

エントリー登録後、事務局より提出方法をお知らせします。

表彰

動画部門※		写真部門	
1チーム	5万円	最優秀賞 (長野県知事賞)	記念品贈呈 1名
4チーム	1万円	優秀賞	記念品贈呈 4名
1チーム	1万円	特別審査員賞	記念品贈呈 1名

※動画部門は、福祉職員チーム、学生チームでそれぞれ表彰します。



学生特別賞 学生オーディエンス賞

「動画部門(福祉職員チーム)」及び「写真部門」の上位作品を、県内高校生、大学・専門学校等の学生投票により、1～3位を表彰します。

参加賞

上記以外の全参加者(チーム)に、参加賞を贈呈します。

学生特別賞の審査員も募集中!

詳しくは本会ホームページへ



主催

長野県、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、公益社団法人長野県介護福祉士会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県介護福祉士養成施設連絡会

後援

長野県教育委員会

協力

長野県介護施設協議会、長野県高齢者福祉事業協会、特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会、長野県老人保健施設協議会、一般財団法人長野県児童福祉施設連盟、一般社団法人長野県保育連盟、長野県母子生活支援施設連盟、長野県身体障害者施設協議会、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会、長野県せいしれん、特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会、きょうざれん長野支部

お問い合わせ

長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

(「令和7年度福祉のしごとPRコンテスト」事務局)

☎ 026-226-7330 ✉ jinzai@nsyakyo.or.jp

表彰式

11月開催予定の

信州ふっころフェスティバル2025

において受賞者の表彰式を行う予定です。
(開催日が決まり次第ご案内します。)

本コンテストは「第6回長野県介護技術コンテスト」「第3回福祉のしごとフォトコンテスト」として開催するものです

福祉のしごとPRコンテスト2025 開催要領

～ 笑顔がつながる、未来をつくる 福祉のしごとってステキ！ ～

1 趣旨

福祉のしごとに関わる皆さんは、目の前にいる方の手を取り、対話し、ともに考え、地域で望む人生をともに創っていききたい、そんな思いを胸に、今日も誰かの生活を支えています。超高齢社会と人口減少等によって、福祉のしごとは様々な課題に直面していることも事実です。

だからこそ、誰かの人生を支えている実感を、目の前で感じるができる福祉のしごとの魅力を多くの人に届けたい。福祉のしごとを、よりオープンに、もっと身近に感じてもらえるよう、たくさんの素敵な福祉のしごとのエピソードを動画や写真で伝える「福祉のしごとPRコンテスト2025」を開催します。

私たちひとりひとは、微力かもしれない。でも、誰かの人生や地域社会を支えていくヒーローでありたい。そんな思いを胸に、福祉のしごとの“リアル”を伝えていきます。

- 2 主催 長野県、社会福祉法人長野県社会福祉協議会、公益社団法人長野県介護福祉士会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県介護福祉士養成施設連絡会
- 3 後援 (予定) 長野県教育委員会
- 4 協力 (予定) 長野県救護施設協議会、長野県高齢者福祉事業協会、特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会、長野県老人保健施設協議会、一般財団法人長野県児童福祉施設連盟、一般社団法人長野県保育連盟、長野県母子生活支援施設連盟、長野県身体障害者施設協議会、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会、長野県せいしれん、特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会、きょうされん長野支部

5 コンテストの各部門と参加対象者及び募集作品等

区分	参加対象者		募集作品等について
動画部門	学生チーム	高校、介護福祉士養成校等の学生※5名以内	・詳細は別紙「【動画部門】作成について」をご確認ください ・作品のテーマに沿った自由な内容で、福祉・介護に関わる利用者や介護者のエピソード動画をチームメンバーで作成し応募してください ・1チームあたり1作品までとします
	福祉職員チーム	福祉施設等の職員※5名以内 (学生混合も可)	
写真部門	個人で応募 ※年齢等の条件なし		・詳細は別紙「【写真部門】作成について」をご確認ください ・福祉・介護の仕事の現場で撮影した写真を応募してください※種別(高齢、障害、児童、保育)は問いません ・1名あたり2作品までとします

6 応募方法等

(1) 事前エントリー登録

右の登録フォームから7月18日(金)までに事前エントリーをお願いします。
※エントリー締切後、事務局より作品作成等詳細に関してメールでご連絡します。

動画部門エントリー	写真部門エントリー
	

(2) 作品の提出

エントリー登録後、作品（動画・写真）を作成の上、提出いただきます。

※提出方法や提出締切等は別途ご案内します。（約2か月程度の作品作成・撮影期間を設定）

7 受賞作品の選定等について

以下の団体より選出された審査員と特別審査員による厳正な審査の上、受賞作品を決定します。

(1) 審査員

【審査員選出団体】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会、公益社団法人長野県介護福祉士会、長野県社会福祉法人経営者協議会、長野県介護福祉士養成施設連絡会、長野県高等学校福祉教育研究会

【特別審査員】

上条百里奈 氏（長野県社協介護の仕事アンバサダー）

【学生特別賞審査員】

福祉のしごとに興味関心のある高校生及び大学・専門学校等の生徒・学生が審査員として、審査・表彰をします。

(2) 審査の視点

- ・趣旨に沿った内容で、福祉のしごとの魅力が表現されているか総合的に評価する。
- ・見やすさや工夫があり、分かりやすい作品であるか総合的に評価する。

(3) 表彰 ※全参加者（チーム）に、参加賞を贈呈します。

表彰名	副賞等	
	動画部門	写真部門
最優秀賞（長野県知事賞）	5万円	記念品
優秀賞（長野県社会福祉協議会会長賞）	1万円	学生チーム
優秀賞（長野県介護福祉士会会長賞）	1万円	福祉職員チ
優秀賞（長野県社会福祉法人経営者協議会会長賞）	1万円	ームそれぞ
優秀賞（長野県介護福祉士養成施設連絡会会長賞）	1万円	れに表彰
特別審査員賞	1万円	記念品
学生特別賞（学生オーディエンス賞）	「動画部門（福祉職員チーム）」及び「写真部門」の上位作品を、県内高校生、大学等の学生投票により、1～3位を表彰します	

(4) 表彰式

信州ふっころフェスティバル 2025（11/15 長野市開催予定）において受賞者の表彰式を行う予定です。

8 作品の活用等

(1) 応募作品は、福祉・介護人材PRの一環として活用する場合があります。取材依頼やホームページ公表など、応募者の氏名や写真を公表する場合がありますのでご了承ください。

関連して、被写体となる利用者等への同意も事前に必ず得るようにしてください。

(2) 作品の著作権（著作権法「昭和45年法律第48号」27条及び28条に定める権利を含む。）、特許・実用新案、その他一切の権利は、実施主体である長野県社会福祉協議会に帰属します。

(3) 応募作品は、返却しません。

9 問合せ先

長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

（「令和7年度福祉のしごとPRコンテスト」事務局）

TEL：026-226-7330 / E-mail：pr-jinzai@nsyakyo.or.jp

ホームページ



本コンテストは「第6回長野県介護技術コンテスト」「第3回福祉のしごとフォトコンテスト」として開催するものです

【動画部門】作成について

7月18日（金）までにエントリーいただき、以下のとおり作成の上、作品提出いただきます。

1 作品テーマ

以下の趣旨（エピソード）に沿った内容で、福祉・介護に関わる利用者と介護者の物語動画をチームで作成してください。

チーム区分	趣旨（エピソード）
学生チーム	【課題事例】について、丸山さんが笑顔で生活できるように支援しましょう。
福祉職員チーム	介護職が中心となって、介護や生活支援を要する人の夢や想いを実現するため、その人らしい将来の姿を予測した自立につながる介護エピソード

2 動画の構成等について

基本的な動画の構成	1 オープニング → 2 本編 → 3 ポイント説明 → 4 チームメンバー紹介
動画出演者	チームメンバーで介護者役・利用者役を演じて作成していただきます ※事業所の利用者の同意があれば、利用者の出演も可とします
データ形式	MP4フォーマット（スマホ動画の標準フォーマット）で作成してください
作品時間	5分～6分間以内（厳守） ※指定時間外の作品は審査対象外です
題名等	動画作品提出の際には、必ず「作品の題名」と「あらすじ（100文字程度）」を作成してください
留意点	○動画は、チーム員による支援場面が中心で、CG・アニメーション等の活用も自由で、本編の中にチーム員による介護実技を必ず含むようにしてください。 ○カメラの移動・ズーム、BGM、字幕の挿入等も自由とします ○素材・BGMは、著作権上問題のないものを使用してください ○自作の未発表作品が条件です

3 作品の提出期限等について

作品の提出期限は下記のとおりです。（提出方法等は、別途事前エントリー後にご案内します）

- ・学 生 チ ー ム：10月6日（月）
- ・福祉職員チーム：9月5日（金）

審査員による審査の視点（参考）

- ✓趣旨に沿った内容で、福祉のしごとの魅力が表現されているか。
- ✓映像や画像に見やすさや工夫があり、分かりやすい作品であるか。
- ✓自立支援と尊厳の保持の視点で、利用者が自分の生活を自らの意思で選択・決定することができるような支援かどうか。その人らしく暮らせるように配慮できているか。
- ✓誰にでも理解できる内容と表現で、小中学生・高校生に伝わる内容で、福祉の仕事に興味を持てる内容となっているか。

【写真部門】作成について

7月18日（金）までにエントリーいただき、以下のとおり作成の上、作品提出いただきます。

1 作品テーマ

福祉・介護の仕事【種別（高齢、障害、児童、保育等）及び場所（施設、在宅等）は問わない】の現場スタッフと利用者（児童）等が関わっていることがわかる写真で、次のテーマに沿った瞬間を撮影してください

■撮影者が感じた「福祉の仕事の魅力」が伝わる写真

- 例えば・・・
- ✓（お互いに）感謝の気持ちが伝わる瞬間
 - ✓スタッフと利用者が信頼し合っているなあ、と感じた瞬間
 - ✓福祉の仕事のプロフェッショナルを感じた瞬間
 - ✓人と関わる仕事って素敵だなあ、と感じた瞬間 など

2 応募作品について

作品タイトル と説明	投稿した写真作品には、タイトルと説明をつけていただきます 〈作品タイトル〉撮影者が感じた福祉の仕事の魅力に沿ったタイトル 〈作品の説明〉タイトルと撮影場所の説明を100文字程度にまとめたもの
データ形式 とデータ容量	・Jpeg形式で10MB以内で撮影してください ・デジタルカメラ等(スマートフォン・タブレットも可)で撮影してください
応募作品数	応募者1名あたり最大2点まで ※令和7年4月以降に応募者自身が撮影した未発表の作品を提出ください
撮影場所等	福祉事業所内に限らず、屋外・利用者宅でも可とします
撮影許諾等	・被写体となる施設・人には、必ず、コンテストの趣旨を伝え、撮影及び応募の承諾を得るようにしてください ・エントリー時に撮影先の事業所等の調整を希望する方は、後日、個別に調整します（撮影先の見込みがある方は、直接調整していただいても構いません）
留意点	・発表済の写真や出版物・インターネット上に掲載されている写真等を転用しないでください ・公序良俗に反する作品や、非衛生的・健康を害するような作品は審査対象になりません

3 作品の提出期限等について

提出期限は9月5日（金）（提出方法等は、別途事前エントリー後にご案内します）

審査員による審査の視点（参考）

- ✓趣旨に沿った内容で、福祉のしごとの魅力が表現されているか。
- ✓写真に見やすさや工夫があり、分かりやすい作品であるか。
- ✓誰にでも理解できる内容・表現で、福祉の仕事に興味を持てる作品であるか。
- ✓小中学生・高校生に伝わる内容となっているか。

高齢者施設等従事者感染対策研修会

昨年に引き続き今年も飯田下伊那地域の高齢者施設および障害者支援施設職員対象の高齢者施設等従事者感染対策研修会を開催いたします。

今年は昨年のアンケート結果を参考に、年2回（7月および12月）開催し、座学だけでなく実演やディスカッションも取り入れた研修会となっています。

【令和7年・高齢者施設等従事者感染対策研修会日程】

	日程	時間	研修内容	会場
第1回	7月26日（土）	午前の部 9:00～12:00	①標準予防策 ②経路別予防策 ③防護具の着脱の実践 質疑応答・ディスカッション	飯田市立病院 南棟3階 講義室
		午後の部 13:00～16:00	①インフルエンザ対策 ②新型コロナウイルス対策 ③疥癬対策 質疑応答・ディスカッション	
	日程	時間	研修内容	会場
第2回	12月6日（土）	午前の部 9:00～12:00	①標準予防策 ②経路別予防策 ③防護具の着脱の実践 質疑応答・ディスカッション	会場は未定 (開催前に通知します)
		午後の部 13:00～16:00	①感染性胃腸炎対策 (ノロウイルス対策) ②嘔吐物処理の実践 質疑応答・ディスカッション	

<備考>

研修会は年2回実施し、午前の部および午後の部で構成し開催致します。

午前の部の研修につきましては、感染対策の基礎を行いますので両日とも同じ内容となっています。また、午後の部につきましては各論となりますので研修日程により講義内容をかえております。

研修会への参加は両日の内容を参考にいただき「1日」「午前のみ」「午後のみ」と選択による参加が可能です。

尚、今回は第1回目の研修会開催の通知となります。（第2回目は改めて通知いたします。）

多くの高齢者施設および障害者支援施設の職員の皆様の参加をお待ちしております。

令和7年・第1回 高齢者施設等従事者感染対策研修会

日時： 7月26日（土）

午前の部：9時～12時（受付：8時30分から）

午後の部：13時～16時（午後の部からの参加受付：12:30分から）

会場： 飯田市立病院 南棟3階 講義室

研修内容： 講師：感染対策向上加算医療機関・感染管理認定看護師

午前の部	・標準予防策 ・経路別予防策 ・防護具の正しい着脱の実践 ・質疑応答 ディスカッション
午後の部	・インフルエンザ対策 ・新型コロナウイルス対策・疥癬対策 ・質疑応答 ディスカッション

*午前の部の「防護具の正しい着脱の実践」では、自施設で実際に使用している防護具を使って正しい着脱の訓練を行います。自施設で使用している、アイプロテクション・ガウン・手袋等の防護具を持参して下さい。

お申し込み：7月18日（金）までに下記 QR コードからお申し込み下さい。

尚、会場の都合により申し込み受け付けは先着100名までとさせていただきます。

また、申し込み終了後の返信等はいませんのでご承知おきください。

定員に達した場合は申し込み画面上に電話での申し込み連絡先が表示されます。

電話対応にて調整を行いますので、お手数ですが電話による申し込みをお願い致します。

*本研修会は高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）および障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）の研修会参加の算定要件に該当する研修となります。

*参加費：無料

*会場内ではマスクの着用をお願い致します。

*駐車場について

・別紙資料のご案内をご確認いただき指定の場所（無料）へ駐車をお願い致します。

尚、病院敷地内の駐車場（ゲート設置）は有料となります。



主催：感染対策向上加算算定医療機関・感染管理認定看護師

飯田市立病院・下伊那厚生病院・飯田病院・健和会病院・下伊那赤十字病院・県立阿南病院

後援：飯田医師会

【お問い合わせ先】

飯田市立病院 医療安全管理部・感染管理室 担当：感染管理認定看護師 桜井 一彰

☎：0265-21-1255 内線：5882 E-mail：kansen@imh.jp